【養護部会細則】

名古屋市教員組合養護部会細則

第１章　総　則

第１条　この部会は名古屋市教員組合（以下名教組という）書記局細則第７条による養護部会である。

第２条　この部会は名教組加入の養護教員で構成する。

第２章　目　的

第３条　この部会は名教組執行委員会に属し、専門的な部会の自主的活動により、組合の健全なる発展の推進力となることを目的とする。

第３章　事　業

第４条　この部会が前条の目的をなしとげるために左のことを行う。

①　組合活動の推進力となるべきこと

②　学校保健の充実と推進を図ること

③　その他必要なこと

第４章　機　関

第５条　養護部会は専門委員 若干名、各支部の養護部会代表１名をもって構成する。

第６条　この部会の会議は構成員の２分の１以上で成立し、全て多数決できめる。可否同数の時は議長がきめる。

第５章　役　員

第７条　この養護部会に左の役員をおく。

専門委員 若干名

第８条　専門委員は名教組規約第 22 条により、名教組執行委員会にて選出され、執行委員長が委嘱する。

第６章　会　計

第９条　この養護部会の経費は名教組の計上予算による。

第７章　附　則

第 10 条　この細則の改廃は、執行委員会の決定により、名教組代議員会の承認をうける。

第 11 条　この細則は令和４年３月 11 日から施行する。

【支部養護部会】

名古屋市教員組合支部養護部会準則

（趣　旨）

第１条　この準則は名教組養護部会細則の目的にのっとり、名教組規約第 19 条及び名教組支部準則に基づき支部養護部会の組織運営について定める。

（支部養護部会）

第２条　支部養護部会は支部養護部代表が必要と認めたとき、または、名教組本部から要請のあったとき支部養護部代表が招集する。

２　支部養護部会は、分会養護教員の組合員で構成し、次のことを処理する。

①　支部養護部会活動の決定

②　名教組本部から指示された事項

③　支部養護教員に関する事項

④　その他

（支部養護部会役員）

第３条　支部養護部会には、支部準則第 12 条に基づき代表１名、副代表１名をおく。

２　代表は、支部準則第 12 条に基づき支部長が指名し、分会委員長会で承認のうえ、決定する。副代表については代表が指名する。

３　役員の任期は１年とする。ただし再任は妨げない。

４　代表は、名教組養護部会細則第５条の支部養護部会代表となる。

（会　計）

第４条　この養護部会の経費は支部の計上予算による。

（改　廃）

第５条　この準則の改廃は、執行委員会の決定により、名教組代議員会の承認をうける。

（附　則）

この準則は令和４年３月 11 日から施行する。